**東日本大震災に係る被災代替住宅用地申告書**

　　　　年　　月　　日

（あて先）仙 台 市 長

（申告者）住所又は所在地　　〒

氏名又は名称　　ﾌﾘｶﾞﾅ

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

個人番号又は法人番号

（右詰で記載）

電話　　　　　（　　　　　）

地方税法附則第56条第10項の規定に基づく特例について，下記のとおり申告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成23年度の納税義務者（原則として平成23年１月１日現在の登記簿上の所有者です。申告者と同一の場合は記入不要です。） | 住所 |  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 氏名 |  |
| 通知書番号 |  |
| 納税義務者と申告者との関係 | * 相続人
* 三親等内の親族で代替土地に新築される住宅に同居をする予定の者
* 所有者である法人に合併・分割があった場合，その異動により，被災住宅用地に係る事業を承継した法人
 |
| 所有権移転月日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 所有権移転原因 | □相続　□その他（　　　　　　　　） |
| ※被災住宅用地の所在地及び地積 | 所在地 |  | 　　　　．　　㎡ |
| 所在地 |  | 　　　　．　　㎡ |
| 共有物である場合の持分割合 | 　　　　　　　　　　分の |
| 被災住宅用地の代替土地の所在地及び地積 | 所在地 | 　　　　区 | 　　　　．　　㎡ |
| 所在地 | 　　　　区 | 　　　　．　　㎡ |
| 代替土地の取得日 | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 代替土地が共有物である場合の持分割合 | 分の |
| 滅失又は損壊した家屋 | 納税義務者 |  |
| 所在地 |  |
| 家屋番号 |  | 用途・構造 |  |
| り災証明の判定 | 全壊（全焼）　・　大規模半壊　・　半壊（半焼） |
| 家屋が滅失・損壊した原因となった災害 | 東日本大震災 |
| 住宅用地として使用することのできない理由 | □　経済的事情により，住宅再建に時間がかかる　　　□　がれき等の処理で物理的に使用できない　　　□　権利関係の調整に時間がかかる　　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備　　考 |  |

※「被災住宅用地」とは，東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地で，平成23年度の固定資産税において住宅用地の特例の適用のあった土地をいいます。

・　この申告書は，東日本大震災により滅失・損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度に住宅用地の特例を受けていたものに代わる住宅用地を取得した場合に，その取得後３年度分までの固定資産税・都市計画税について，住宅用地の特例の適用を受けようとするためのものです。

・　申告者が平成23年度の納税義務者と異なる場合は，納税義務者と申告者との関係，所有権移転年月日及び所有権移転原因を記入してください。

・　申告書は，代替土地を取得した年の翌年の１月31日までに，仙台市財政局税務部北固定資産税課（青葉区，泉区）又は南固定資産税課（宮城野区，若林区，太白区）に提出してください。

添付資料

○被災住宅用地に平成23年３月11日に所在していた住宅のり災証明書（半壊（半焼）以上の判定のあったもの）又は，り災証明書が発行されていない場合においては，り災証明書が発行されていれば半壊（半焼）以上の判定に該当すると認められる客観的な資料【写し可】

○震災により損壊した住宅を取壊し又は被災住宅用地について売却等の処分をしたことを証する書類（解体契約書，売買契約書等）【写し可】

○被災住宅用地が仙台市以外に所在する場合，当該被災住宅用地が平成23年度の固定資産税の課税において，住宅用地の特例の適用のあったことを証する書類（納税通知書の課税明細の写し，課税台帳の写し，課税台帳の登録事項証明等）【写し可】

○代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類（新築住宅の建築概要書の写し，又は，被災住宅用地の代替土地に住宅を新築する予定であることについての誓約書）【写し可。ただし誓約書は原本のみ】

○代替土地の面積を証する書類（代替土地の登記事項証明書等）【写し可】

○申告者が納税義務者と異なる場合には下記の書類も併せて提出してください。

・　申告者が納税義務者の相続人の場合は，相続人であることを証する書類（戸籍謄本，戸籍の全部事項証明書等）【写し可】

・　申告者が納税義務者の三親等内の親族である場合は，三親等内であることを証する書類（戸籍謄本，戸籍の全部事項証明書等）及び納税義務者と同居する予定であることについての誓約書【写し可。ただし誓約書は原本のみ】

・　平成23年度の被災住宅用地の所有者である法人に合併・分割があった場合，その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書【写し可】

|  |
| --- |
| お問合せ先　〒980-8671　仙台市青葉区二日町１－１　市外局番は　022　です |
| 青葉区に所在する物件 | 電　話 | 214-8596 | 北固定資産税課市役所北庁舎2F |
| 泉区に所在する物件 | 電　話 | 214-8597 |
| 宮城野区・若林区に所在する物件 | 電　話 | 214-8689 | 南固定資産税課市役所北庁舎3F |
| 太白区に所在する物件 | 電　話 | 214-8690 |